

議案第106号

**東近江市簡易水道事業等を東近江市水道事業に統合すること
に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

東近江市簡易水道事業等を東近江市水道事業に統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市簡易水道事業等を東近江市水道事業に統合することに 伴う関係条例の整理に関する条例

(東近江市特別会計条例の一部改正)

第1条 東近江市特別会計条例（平成17年東近江市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

(東近江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 給水区域は、東近江市の区域（水道法（昭和32年法律第177号）第10条第1項の規定による認可を受けた給水区域に限る。）とする。

第3条第3項中「102,700人」を「99,800人」に改め、同条第4項中「51,920立方メートル」を「40,400立方メートル」に改める。

(東近江市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 東近江市水道事業給水条例（平成17年東近江市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、給水装置工事」を「及び給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）」に改める。

第2条第2項中「管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）」を「東近江市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第3号中「消火栓」を「私設消火栓」に改める。

第5条第1項中「給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者」を「給水装置工事をする者」に改める。

第6条中「給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者」を「給水装置工事に要する費用は、当該工事をする者」に、「市においてその費用を」を「市がその費用の全部又は一部を」に改める。

第7条第2項中「あらかじめ」を「工事着工前に」に改め、「工事しゅん工後に」

を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が別に定める工事については、この限りでない。

第7条第3項中「給水装置の設置又は管理」を「給水装置工事」に改め、同条第4項及び第5項中「給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び工事を施行する者」を「給水装置工事を施行する者」に改める。

第8条第2項中「取り付ける工事及び」を「取り付け若しくは撤去する工事又は」に改める。

第12条第3項中「並びに断水又は漏水」を削り、「市」を「管理者」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第21条の見出しを「(水道使用者等の届出)」に改め、同条第1項第1号中「中止し、又は再開するとき」を「開始し、又はやめるとき」に改め、同項第3号中「消火栓」を「私設消火栓」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 公衆浴場営業に水道を使用するとき又はやめるとき。

(5) 臨時用に給水装置を使用するとき又はやめるとき。

第21条第2項第4号を削る。

第22条の見出しを「(私設消火栓の使用)」に改め、同条第1項中「消火栓」を「私設消火栓」に、「消防又は消防の演習」を「消火又は消防の演習」に改め、同条第2項及び第3項中「消火栓」を「私設消火栓」に改める。

第25条第1項中「水道の所有者又は使用者」を「水道使用者等」に改める。

第26条各号を次のように改める。

(1) 八日市地区、五個荘地区、能登川地区及び蒲生地区の区域

平成28年4月1日からの水道料金

メーターの口径/ 用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	使用水量	料金	
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,570円	157円
20ミリメートル	15立方メートルまで	2,360円	157円
25ミリメートル	30立方メートルまで	5,140円	165円
30ミリメートル	50立方メートルまで	8,570円	165円
40ミリメートル	100立方メートルまで	17,140円	165円
50ミリメートル	150立方メートルまで	25,720円	165円
75ミリメートル	300立方メートルまで	51,430円	165円
100ミリメートル	500立方メートルまで	85,720円	165円
公衆浴場用	50立方メートルまで	5,500円	100円

臨時用	1,572円＋使用水量×334円
-----	------------------

(2) 永源寺地区の区域

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの水道料金

メーターの口径/ 用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	使用水量	料金	
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,460円	130円
20ミリメートル	15立方メートルまで	2,520円	130円
25ミリメートル	30立方メートルまで	4,860円	140円
30ミリメートル	50立方メートルまで	8,180円	140円
40ミリメートル	100立方メートルまで	13,150円	140円
50ミリメートル	150立方メートルまで	20,480円	140円
公衆浴場用	50立方メートルまで	5,500円	100円
臨時用	1,572円＋使用水量×334円		

第29条第1項中「使用を中止した」を「使用をやめた」に改め、同項第1号中「基本水量」を「使用水量」に改める。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第31条第1項中「納入通知書」の次に「又は口座振替」を加え、同条第2項及び第3項中「中止した場合」を「やめた場合」に改める。

第32条第1項中「申込者からは、申込み後、徴収すること」を「申込者については、手数料の徴収の期限を管理者が指定する期日とすること」に改め、同条第1項第1号及び第2号中「500円」を「1,000円」に改める。

第33条第1項中「給水管の口径」を「メーターの口径」に改め、同項第1号表以外の部分中「加入金」の次に「(ただし、永源寺地区の区域においては、75ミリメートル及び100ミリメートルは除く。)」を加える。

第34条中「住宅等の造成」を「宅地の造成等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(管理者以外による施行)

第34条の2 宅地の造成等により、配水管その他の水道施設の工事を特に必要とする場合で、管理者以外の者が自ら水道施設の工事を行う場合は、管理者が別に定める。

第38条中「水道の利用者」を「水道利用者等」に改める。

第39条の見出しを「（給水装置の切り離し及び撤去）」に改め、同条中「切り離すこと」を「切り離し、又は給水装置を撤去すること」に改め、同条第2号中「使用中の状態」を「使用されていない状態」に改める。

第41条の見出しを「（管理者の責務）」に改める。

第44条第1号中「給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。）又は撤去した者」を「給水装置工事を行った者」に改め、同条第5号中「消火栓」を「私設消火栓」に改め、同条第7号中「規定」を「規程」に改める。

（東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第4条 東近江市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年東近江市条例54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同条第2項中「簡易水道又は」及び「、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と」を削り、「、同項第2号」を「、前項第2号」に改める。

（東近江市簡易水道施設基金条例の廃止）

第5条 東近江市簡易水道施設基金条例（平成17年東近江市条例第96号）は、廃止する。

（東近江市簡易水道の設置等に関する条例の廃止）

第6条 東近江市簡易水道の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第228号）は、廃止する。

（東近江市簡易水道給水条例の廃止）

第7条 東近江市簡易水道給水条例（平成17年東近江市条例第229号）は、廃止する。

（東近江市簡易水道事業分担金徴収条例の廃止）

第8条 東近江市簡易水道事業分担金徴収条例（平成17年東近江市条例第230号）は、廃止する。

（東近江市簡易給水施設条例の廃止）

第9条 東近江市簡易給水施設条例（平成17年東近江市条例第231号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 東近江市簡易水道事業特別会計は、平成27年度決算終了をもってこれを廃止するものとし、同特別会計決算の結果、剰余金又は不足金を生じたときは、東近江市水道事業予算へ繰り入れ、又は同水道事業会計予算より繰り出し、同特別会計決算を結了するものとする。
- 3 第3条の規定による改正後の第26条の規定は、平成28年4月の定例日後に行うメーター検針により算定する料金から適用し、同日以前の料金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の第26条第2号の規定は、平成30年4月の定例日後に行うメーター検針により算定する料金については、改正後の第26条第2号とあるのは、「附則別表第1」とする。

附則別表第1 永源寺地区の区域

平成30年4月1日からの水道料金

メーターの口径/ 用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	使用水量	料金	
13ミリメートル	10立方メートルまで	1,570円	157円
20ミリメートル	15立方メートルまで	2,360円	157円
25ミリメートル	30立方メートルまで	5,140円	165円
30ミリメートル	50立方メートルまで	8,570円	165円
40ミリメートル	100立方メートルまで	17,140円	165円
50ミリメートル	150立方メートルまで	25,720円	165円
公衆浴場用	50立方メートルまで	5,500円	100円
臨時用	1,572円＋使用水量×334円		